〔　　　　　　　　〕**全体についての防火管理に係る消防計画**

 **総　　則**

１　目　　的

この全体についての防火管理に係る消防計画（以下「全体の消防計画」という。）は、消防法令に基づき、　　　　　　　　　　　　　（以下「この建物」という。）の全体についての防火管理上必要な業務に係る事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

２　適用の範囲

この全体の消防計画は、この建物内に居住する人やテナントに勤める人（警備会社の派遣警備員も含む。）、出入り業者、お客様など建物に出入りするすべての人に適用する。

３　管理権原者、防火管理者及び管理権原の範囲

管理権原者、防火管理者及び管理権原の範囲については、「管理権原者等一覧表」(別表１)のとおり。

|  |
| --- |
| ＊　４　協議会の設置この建物全体についての防火管理上必要な業務を行うため、　　　　　　　　　　協議会を設置する。協議会設置に関する参考例は、「〔　　　　　　　　　〕協議会について」(別記１)及び「協議会構成員一覧表」(別表２)のとおり。 |

※　協議会を設置する場合は、上記４を記入して下さい。

 **果たすべき役割**

１　管理権原者

　　各管理権原者は、次のことを行う。

　⑴　統括防火管理者の選任（解任）及び届出

|  |
| --- |
| ＊１　各管理権原者は、協議して、統括防火管理者を選任（解任）した時は、消防署長に届け出る。管理権原者に変更がある場合も、その都度協議して、統括防火管理者を選任し消防署長に届け出る。 |
|  |
| ＊２　各管理権原者は、統括防火管理者の選任（解任）について、　　　　　　　　　　に一任する。一任を受けた　　　　　　　　　　　が統括防火管理者を定め、消防署長に届け出る。 |

　　※　統括防火管理者の選任について、各管理権原者が、その都度協議して、統括防火管理者を選任し届出を行う場合は＊１を、主要な者に一任して、統括防火管理者を選任し届出を行う場合は＊２を選択して下さい。

⑵　統括防火管理者への権原付与

管理権原者は、この建物全体についての防火管理上必要な業務（以下「全体についての防火管理業務」という。）を適切に遂行するために、統括防火管理者に次の権限を付与する。

ア　この建物における全体の消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限

イ　この建物全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限

ウ　この建物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限

エ　その他全体についての防火管理業務を行うために必要な権限

　⑶　全体の消防計画の確認

　　　各管理権原者は、統括防火管理者が作成（変更）する全体の消防計画の確認を行う。

⑷　統括防火管理者への指示

　　　各管理権原者は、必要な指示を与え、統括防火管理者に全体の防火管理業務を適切に実施させる。

　⑸　防火管理者の選任（解任）の報告

　　　各管理権原者は、防火管理者を選任（解任）した場合、消防署長に届け出るとともに、統括防火管理者へ報告する。

２　統括防火管理者

　統括防火管理者は、次に掲げる全体についての防火管理業務を適切に実施する。なお、次の⑵、⑶、⑷の業務を行うときは、必要に応じて管理権原者の指示を求める。

　⑴　全体の消防計画の作成（変更）及び届出

　　　統括防火管理者は、全体の消防計画を作成し、各管理権原者の確認を受けて消防署長に届け出る。また、全体の消防計画を変更した場合も、同様に各管理権原者の確認を受けて消防署長に届け出る。

　⑵　全体の消防計画に基づく消防訓練の実施

次頁「消防訓練」に定めるとおりとする。

　⑶　共用部分等の管理

次頁「共用部分等の管理」に定めるとおりとする。

　⑷　その他全体についての防火管理業務

次頁「その他全体についての防火管理業務」に定めるとおりとする。

⑸　各防火管理者への指示

　　統括防火管理者は、全体についての防火管理業務を行う場合において必要があると認められるときは、各防火管理者に当該業務の実施のために必要な措置を講ずるよう指示する。なお、統括防火管理者は、防火管理者へ指示を行った場合、その内容を「指示事項」(別表３)に記録する。

　⑹　各管理権原者への報告及び提案

　　　統括防火管理者は、この建物全体の防火管理体制の一層の向上を図るため、各管理権原者に防火管理上必要な報告及び提案を行う。

⑺　消防署との連携

　　　統括防火管理者は、この建物全体の防火管理体制を向上させるため、消防署との連携を密にし、必要に応じて、防災教育や消防訓練の指導を依頼する。

３　防火管理者

　　防火管理者は、統括防火管理者が行う全体についての防火管理業務について協力するとともに、次の事項を行う。

　⑴　各テナントの消防計画の作成

　　　各防火管理者は、全体の消防計画に適合した各テナントの消防計画（以下「個別の消防計画」という。）を作成する。

　⑵　統括防火管理者からの指示内容の遵守

防火管理者は、統括防火管理者から全体についての防火管理業務を実施するために必要な措置を講ずるよう指示された場合は、速やかに指示内容を遵守するとともに、管理権原者にその指示内容を報告する。

　⑶　統括防火管理者への報告

各防火管理者は、次に掲げる行為を行う場合にあっては、統括防火管理者に報告する。

　　ア　防火管理者を選任・解任するとき

　　イ　個別の消防計画を作成（変更）するとき

　　ウ　用途（一時的を含む。）を変更するとき

　　エ　内装変更又は改築等の工事を行おうとするとき

　　オ　大量の可燃物の搬入･搬出又は危険物の貯蔵･取扱いを行おうとするとき

　カ　臨時に火気を使用しようとするとき

　キ　催物を開催しようとするとき

　ク　火気を使用する設備器具又は電気設備の新設、移設、改修等を行おうとするとき

　　ケ　個別の消防計画に基づく消防訓練を実施しようとするとき

　　コ　統括防火管理者から指示された事項を行ったとき

　　サ　消防用設備等及び特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の法定点検を実施したとき

　　シ　防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を発見し、又は改修するとき

ス　客席又は避難通路の変更を行うとき

　　セ　防火管理業務の一部を委託するとき

|  |
| --- |
| ＊　ソ　消防法第８条の２の２に基づく防火対象物点検を実施したとき |

タ　その他特異な事象

　※　上記ソは、該当する場合に記入して下さい。

 **消防訓練**

１　訓練の実施時期

　　統括防火管理者は、この建物全体についての消火、通報及び避難の訓練（以下「全体の訓練」という。）を毎年　 　月と　 　月に実施する。

２　訓練の事前連絡

　　統括防火管理者は、全体の訓練の実施について、事前に各防火管理者に連絡する。

３　訓練への参加

　　各防火管理者は、従業員等に対し、全体の訓練への参加を促すとともに、自らも訓練に参加する。

４　訓練記録の保管

　　統括防火管理者は、全体の訓練を実施した場合には、その結果を記録し保管する。

 **共用部分等の管理**

１　共用部分等の管理

　　統括防火管理者は、次により、廊下、階段、避難口等の避難上必要な施設を適正に管理する。

⑴　廊下、階段、避難口、通路等

ア　避難の障害となる物品は置かない。

イ　床面は、避難に際し、つまずき、すべり等を生じないよう維持する。

ウ　避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持する。

⑵　安全区画、防煙区画

ア　防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持する。

イ　閉鎖の障害となる物品を置かない。

２　避難経路の案内

統括防火管理者は、避難の際の安全を確保するため、必要に応じて避難経路図を掲出する。

 **その他全体についての防火管理業務**

１　工事中の防火管理

⑴　共用部分の工事、複数のテナントにわたる工事

共用部分の工事や各テナントにわたる工事をするときには、統括防火管理者は、工事前に施工関係者及び関係する防火管理者と打ち合わせて、火災予防に関して必要な事項を指示し、次の事項を施工関係者に守らせる。

ア　工事中の安全計画書を統括防火管理者へ提出させる。

イ　工事中の施工責任者を選任させる。

ウ　危険物、高圧ガス、溶接機などの持込みや火を使用する作業については、その都度統括防火管理者の承認を受けさせる。

⑵　テナント内での単独工事

テナント内での単独工事のときは、防火管理者が上記⑴の指導を施工関係者に行い、統括防火管理者に工事の期間と概要を報告する。

⑶　各防火管理者への連絡

統括防火管理者は、この建物内で行われる工事について、各防火管理者に連絡する。

⑷　工事に伴う消防計画の変更

統括防火管理者と防火管理者は、必要に応じ、工事に伴い全体の消防計画及び各テナントの消防計画の変更の必要性を協議する。

２　放火防止対策

　⑴　放火防止対策の推進

統括防火管理者は、次の事項を推進する。

ア　建物内及び建物周囲にみだりに可燃物を置かない。

イ　物置、空室、ゴミ集積所など放火されやすい場所の施錠管理を徹底する。

ウ　階段室、トイレなど死角となりやすい場所の監視に努める。

エ　挙動不審者の監視に努める。

オ　必要に応じ、常夜灯を設置するなど建物周囲の放火防止に努める。

３　火災予防のための注意事項及び災害時の活動要領の掲示

　　各防火管理者は、火災予防及び災害による被害の軽減のため、「火災予防の役割と日ごろの注意事項」(別記２)及び「自衛消防隊の編成と任務」(別表４－１)を従業員の目につきやすい場所に掲示する。

※　建物が小規模の場合は、「自衛消防隊の編成と任務（小規模）」(別表４－２)を活用して下さい。

４　日常点検

　　統括防火管理者は、「自主検査チェック表」(別表５)及び「消防用設備等自主点検チェック表」(別表６)に基づき、共用部分の日常点検を行う。

５　消防用設備等の法定点検

　　各管理権原者は、消防法第17条の３の３に基づく消防用設備等の点検に必要な場所への立入りを認めるなど、点検が適切に実施出来るよう協力する。また、点検には、統括防火管理者、防火管理者又はこれらの代行者が立ち会う。

６　防火教育

　　統括防火管理者は防火管理者と協力し、従業員等の防火管理業務に従事する者に対して、消防計画の内容を周知するなど防火管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行う。

|  |
| --- |
| ＊　７　防火対象物点検及び報告⑴　点検報告の委任各管理権原者は、法８条の２の２の規定に基づく防火対象物点検及び報告の事務手続きを　　　　　　　　　　　　　に委任する。⑵　各管理権原者の義務各管理権原者は、点検者が行う点検に積極的に協力するとともに、点検者から不備指摘等があれば即時改善する。 |

※　上記７について、各管理権原者が、共同して防火対象物点検報告を行う場合は、記入して下さい。

 **災害が起きた時の行動**

１　自衛消防隊の設置及び災害時の任務

火災などの災害が起きたときの被害を最小限にとどめるため、この建物に自衛消防隊を設置し、「自衛消防隊の編成と任務」(別表４－１)のとおり自衛消防隊を編成し、その任務を行う。

　　※　建物が小規模の場合は、「自衛消防隊の編成と任務（小規模）」(別表４－２)を活用して下さい。

２　公設消防隊に対する情報提供

統括防火管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した際に公設消防隊に対して情報提供するため、次に掲げる図書等を保管する。

⑴　統括防火管理台帳　(別表７)

⑵　各テナントの緊急連絡先

⑶　この建物全体及び各階別の見取図

ア　テナント、通路、階段の配置など避難経路図

イ　消防用設備等の配置図

ウ　変電室、危険物施設などの位置図

３　公設消防隊の誘導

火災、地震その他の災害等が発生した際は、この建物の正面玄関等の目につきやすい場所に公設消防隊を誘導するための係員を配置する。

４　ガス漏れ対策

　　ガス漏れ事故防止対策は、(別記３)による。

 **その他**

|  |
| --- |
| ＊　この建物全体についての防火管理業務の一部委託この建物全体についての防火管理業務の一部を「防火管理業務委託状況表」(別表８)のとおり委託する。※　この建物全体についての防火管理業務の一部を委託する場合に記入して下さい。 |

附　則

この全体の消防計画に定めたことは、　　　　年　　　月　　　日から実施する。